

会長声明

債務整理事件の処理に関する規則制定について

三重県司法書士会は、令和7年5月31日に開催いたしました定時総会において「債務整理事件の処理に関する規則」を制定しました。

債務整理手続きは、市民の皆さまが経済的に立ち直るための大切な制度ですが、その一方で、法律専門家による、事件処理の方法や費用について十分な説明がなされないなど、不適切な対応が社会問題となることもありました。

こうした現状を受け、三重県司法書士会では、市民の皆さまにより安心してご相談いただけるよう、債務整理事件の処理に関し

- ① 司法書士自身による直接面談の原則
- ② 不適切な事件処理の禁止
- ③ 報酬の上限規制

など、債務整理手続きに関する執務姿勢を明確にし、会則において遵守義務のある規則を制定することで、債務整理手続きに関する執務姿勢を明確にしました。

三重県司法書士会は、本規則を令和7年7月1日から施行し、債務整理事件に関して、引き続き市民の皆さまに安心して、当会所属の司法書士へご相談・ご利用いただける環境の整備に努めてまいりますとともに、本規則に基づき、債務整理事件を扱う全ての司法書士が、債務整理事件における適正な業務を行うように、研修や情報提供を通じて本規則の遵守を求め、信頼される司法書士制度の維持・発展に取り組んでまいります。

令和7年6月26日
三重県司法書士会
会長 堀木 博貴